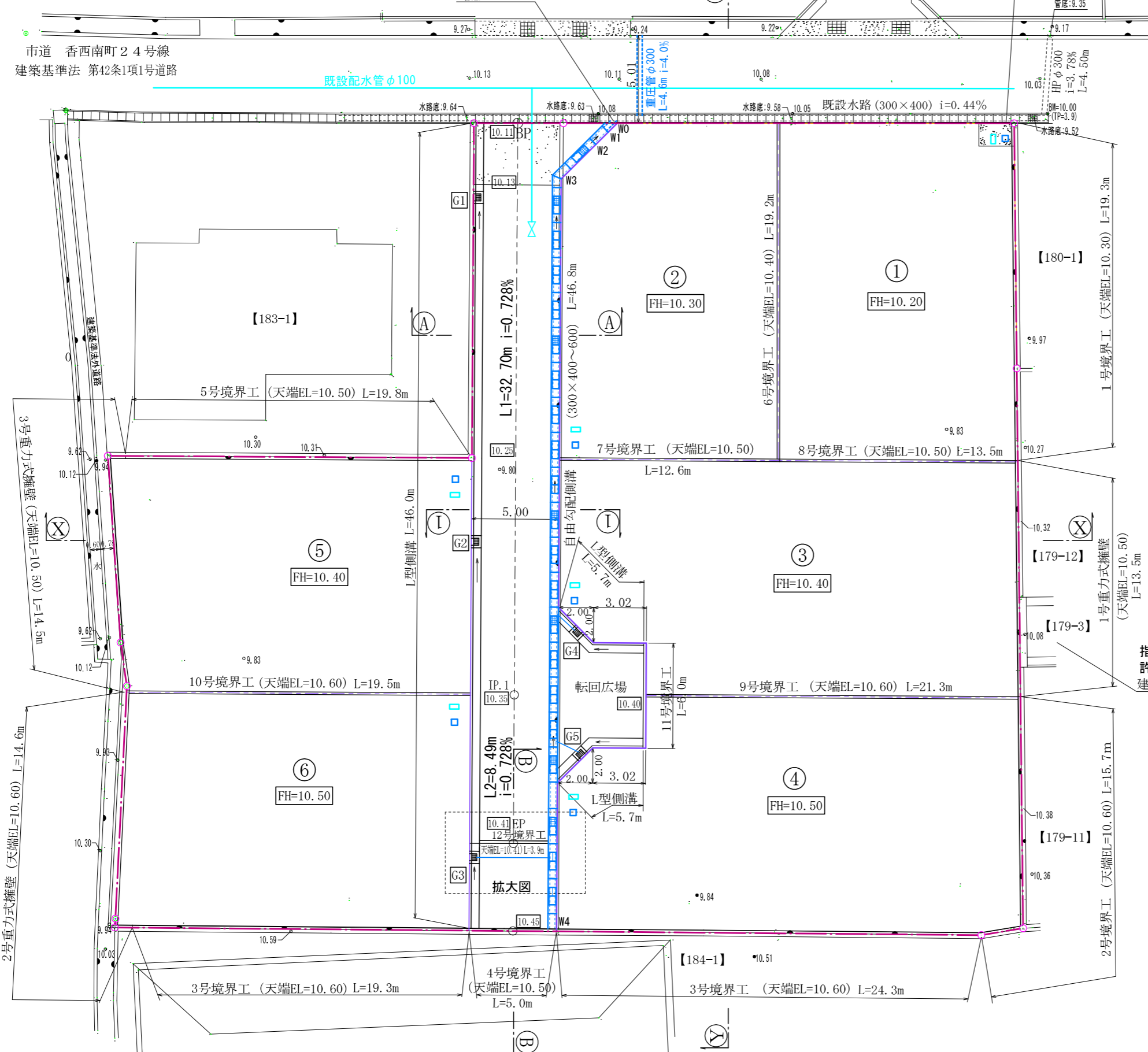


# 造成計画平面図

S = 1 : 250

市道 香西南町24号線  
建築基準法 第42条1項1号道路



- — 宅内排水樹 (取付管: VUφ150)  
(宅内排水管勾配は1%以上)(泥だめ15cm以上)
  - — 量水器 (給水管φ2 OPP)
  - ⊗ — バルブ
  - : グレーチング蓋 (T-14)
  - 付き数字: 申請地計画高
- ※予定建築物は一戸建ての住宅とする  
 ※取付管は水路の通常水位より上で放流する  
 ※開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。  
 ※土被り60cm未満は管をコンクリートで保護する  
 ※本管には塩ビ管を支管接続とし勾配は1.0%以上とする  
 ※自由勾配側溝に設置するグレーチング蓋はT-25とする  
 ※自由勾配側溝の接合が必要な部分については暗渠用を使用する。  
 ※管が交差する場合はクリアランスを10cm以上確保  
 ※各戸に合併浄化槽を設置し宅内雨水樹から塩ビ管に接続して放流  
 ※宅内の水が道路に流出しないように、勾配は宅内樹に向けて整地する。  
 ※街渠樹から本管に接続又は水路に放流する場合はVUφ150とし勾配は1.0%以上とする  
 ※電柱は開発道路内に設置しない。  
 ※開発区域外の土地において、本開発許可により完了告示した  
 公共施設を5年以内に利用する開発行為を行う場合は、高松市建築指導課と協議すること  
 ※第28-69号の開発道路に接続しないとする。

指定日:平成28年7月28日  
許可番号28-69号  
建築基準法 第42条1項2号道路

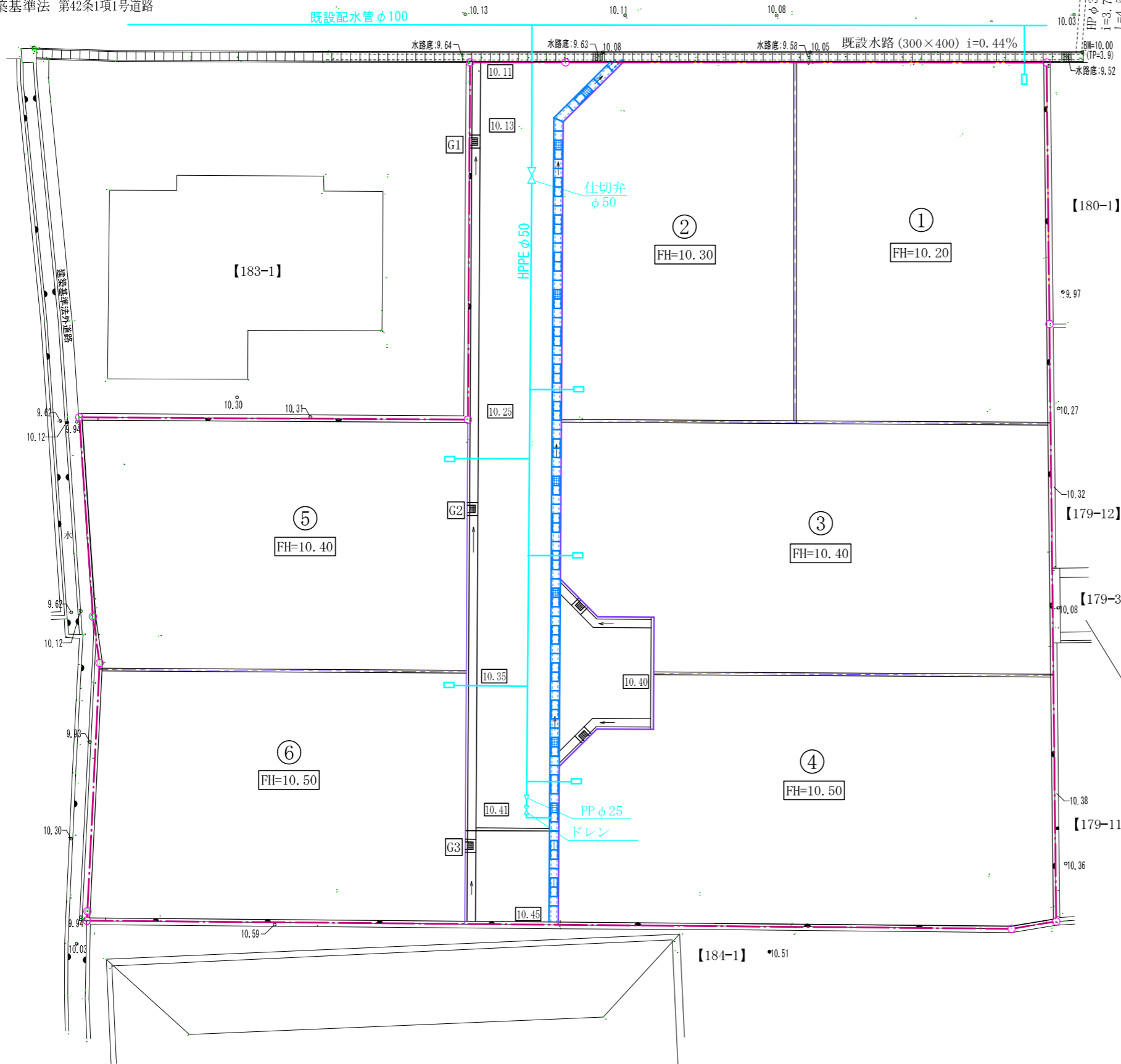
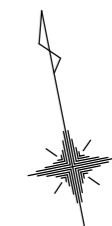
凡例  
■■■■ 盛土

所在	高松市香西南町
図面名称	造成計画平面図 縮尺 1:250
作成年月日	令和5年6月18日
作成者	高松市三谷町1891番地4 土地家屋調査士 多田幸広

# 給水計画平面図

S=1:250

市道 香西南町24号線  
建築基準法 第42条1項1号道路



- 宅内排水樹 (取付管: VUφ150)  
(宅内排水管勾配は1%以上) (泥だめ15cm以上)
- 量水器 (給水管φ2 OPP)
- ⊗ バルブ
- グレーチング蓋 (T-14)
- 付き数字: 申請地計画高

- ※予定建築物は一戸建ての住宅とする
- ※取付管は水路の通常水位より上で放流する
- ※開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする
- ※土被り60cm未満は管をコンクリートで保護する
- ※本管には塩ビ管を支管接続とし勾配は1.0%以上とする
- ※自由勾配側溝に設置するグレーチング蓋はT-25とする
- ※自由勾配側溝の接合が必要な部分については暗渠用を使用する。
- ※管が交差する場合はクリアランスを10cm以上確保
- ※各戸に合併浄化槽を設置し宅内雨水樹から塩ビ管に接続して放流
- ※宅内の水が道路に流出しないように、勾配は宅内樹に向けて整地する。
- ※街渠樹から本管に接続又は水路に放流する場合はVUφ150とし勾配は1.0%以上とする
- ※電柱は開発道路内に設置しない。
- ※開発区域外の土地において、本開発許可により完了告示した  
公共施設を5年以内に利用する開発行為を行う場合は、高松市建築指導課と協議すること
- ※第28-69号の開発道路に接続しないとする。

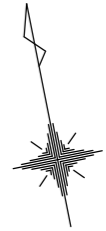
指定日: 平成28年7月28日  
許可番号28-69号  
建築基準法 第42条1項2号道路

所在	高松市香西南町
図面名称	給水計画平面図 縮尺 1:250
作成年月日	令和5年6月18日
作成者	高松市三谷町1891番地4 土地家屋調査士 多田幸広

# 排水計画平面図

S = 1 : 250

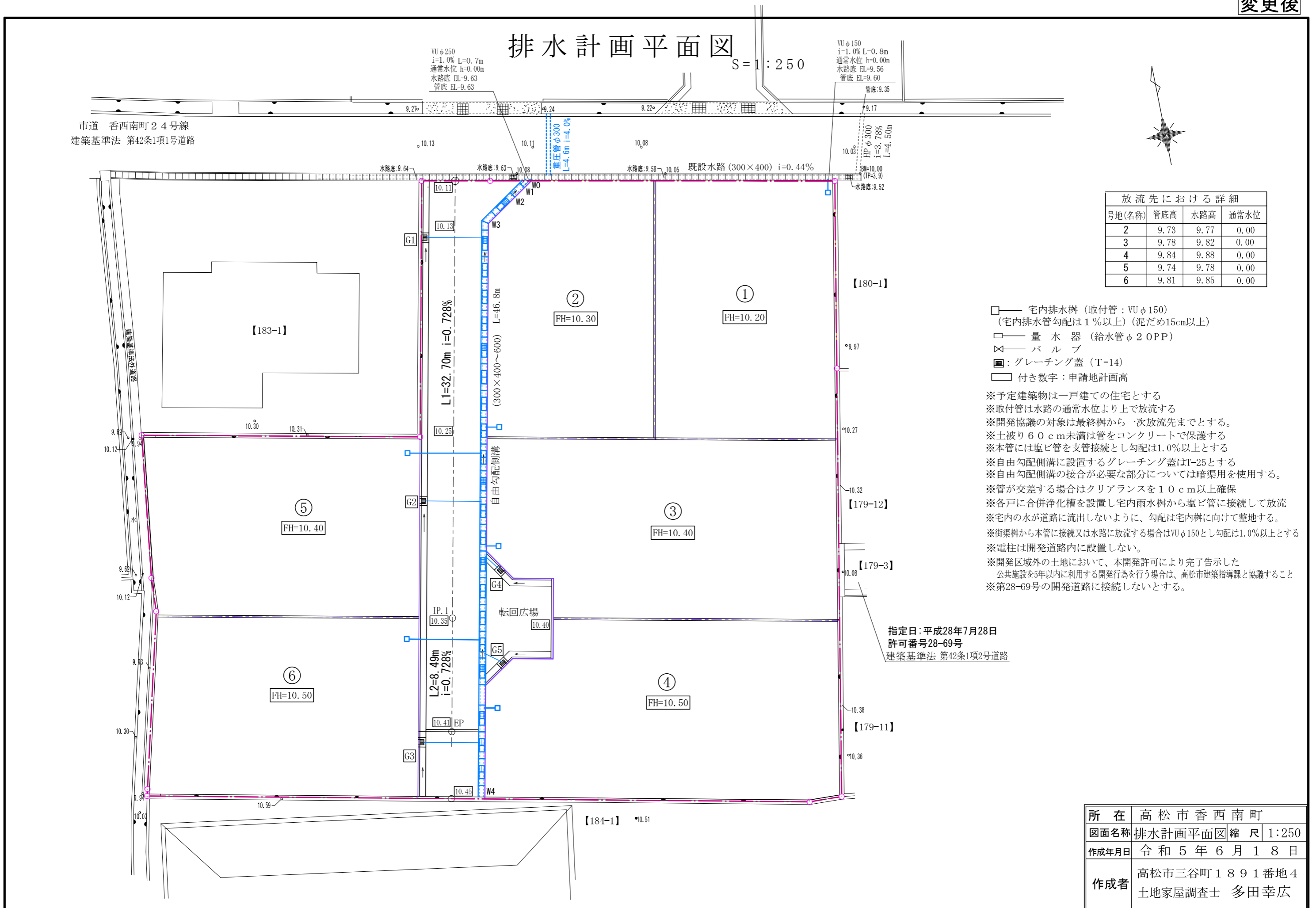
市道 香西南町24号線  
建築基準法 第42条1項1号道路



放流先における詳細			
号地(名称)	管底高	水路高	通常水位
2	9.73	9.77	0.00
3	9.78	9.82	0.00
4	9.84	9.88	0.00
5	9.74	9.78	0.00
6	9.81	9.85	0.00

- 宅内排水樹 (取付管: VUφ150)  
(宅内排水管勾配は1%以上) (泥だめ15cm以上)
  - 量水器 (給水管φ2 OPP)
  - ⊗ バルブ
  - グレーチング蓋 (T-14)
  - 付き数字: 申請地計画高
- ※予定建築物は一戸建ての住宅とする  
 ※取付管は水路の通常水位より上で放流する  
 ※開発協議の対象は最終樹から一次放流先までとする。  
 ※土被り60cm未満は管をコンクリートで保護する  
 ※本管には塩ビ管を支管接続とし勾配は1.0%以上とする  
 ※自由勾配側溝に設置するグレーチング蓋はT-25とする  
 ※自由勾配側溝の接合が必要な部分については暗渠用を使用する。  
 ※管が交差する場合はクリアランスを10cm以上確保  
 ※各戸に合併浄化槽を設置し宅内雨水樹から塩ビ管に接続して放流  
 ※宅内の水が道路に流出しないように、勾配は宅内樹に向けて整地する。  
 ※街渠樹から本管に接続又は水路に放流する場合はVUφ150とし勾配は1.0%以上とする  
 ※電柱は開発道路内に設置しない。  
 ※開発区域外の土地において、本開発許可により完了告示した  
 公共施設を5年以内に利用する開発行為を行う場合は、高松市建築指導課と協議すること  
 ※第28-69号の開発道路に接続しないとする。

指定日: 平成28年7月28日  
許可番号28-69号  
建築基準法 第42条1項2号道路



所在	高松市香西南町
図面名称	排水計画平面図 縮尺 1:250
作成年月日	令和5年6月18日
作成者	高松市三谷町1891番地4 土地家屋調査士 多田幸広